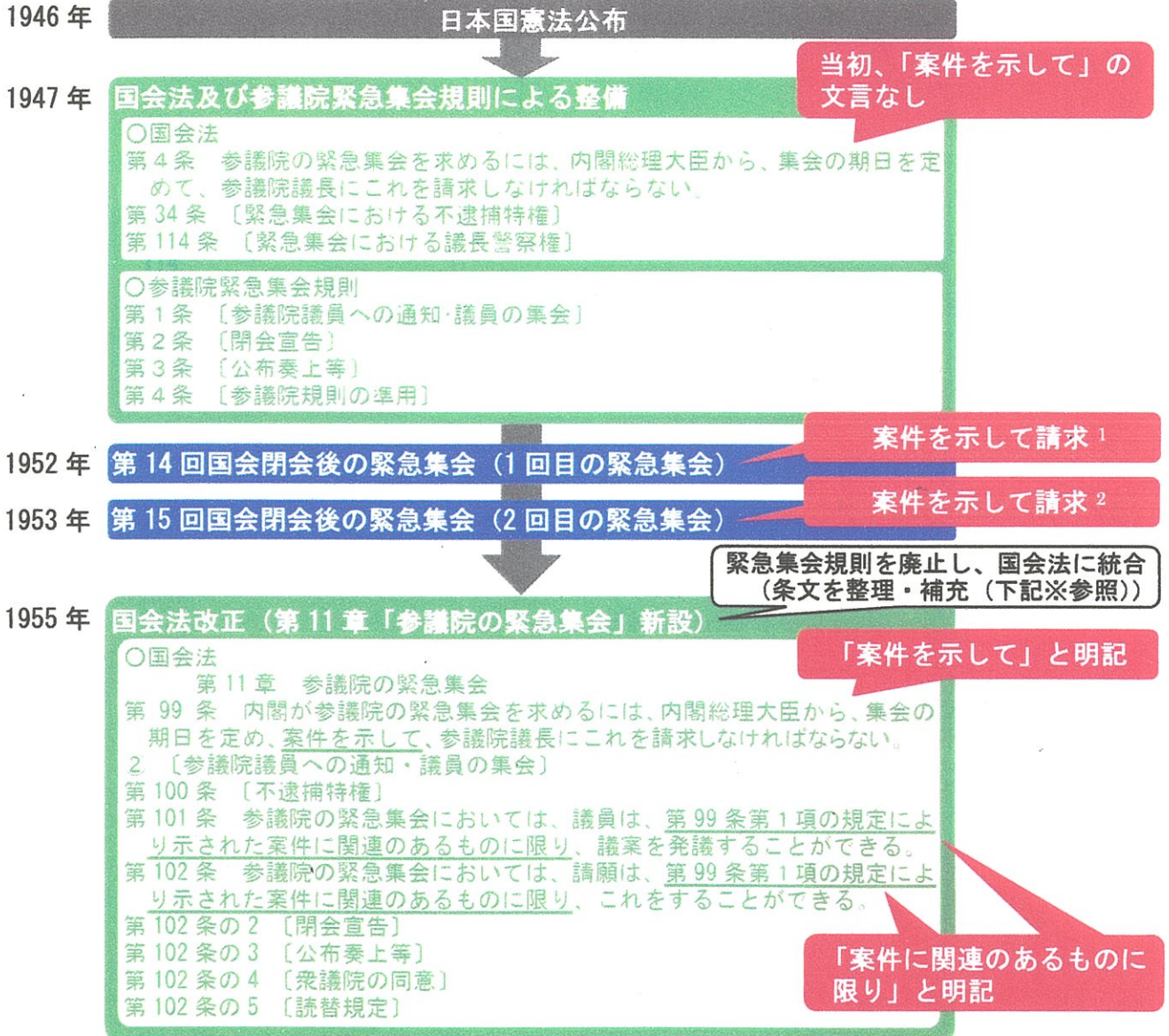


参議院の緊急集会に関する国会法規の制定・改正経過 ～内閣が示した「案件」に限られることについて～

国会法上、内閣による緊急集会の請求は「案件を示して」行うこととされ（99条1項）、参議院議員の議案発議等はこの「案件」関連に限られている（101条・102条）。

この「案件」に関する規定の制定経緯は、次のとおり。



※「緊急集会を求めるとは、内閣総理大臣から、集会の期日を含めて、案件を示して、参議院議長にこれを請求しなければならない。」の規定等を含め、はつきりと条理上緊急集会の本質と相容れないものを排除することによりまして、大かたの疑問を解消いたしました（昭和34年9月23日・内閣憲法調査会第二委員会、海保参議院議事部長説明）

¹ 「衆議院の解散に伴い、中央選挙管理会の委員の任命について緊急の必要があるため、日本国憲法第54条及び国会法第4条により、昭和27年8月31日東京に、参議院の緊急集会を求めるとして請求された。」（平成25年版参議院先例録489号）

² 「衆議院の解散に伴い、昭和28年度一般会計等の暫定予算並びに国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案、国立学校設置法の一部を改正する法律案、不正競争防止法の一部を改正する法律案及び期限等の定のある法律につき当該期限等を変更するための法律案について議決を求める緊急の必要があるため、日本国憲法第54条及び国会法第4条により、昭和28年3月18日東京に、参議院の緊急集会を求めるとして請求された。」（平成25年版参議院先例録489号）